



令和6年度 第3回  
横浜市大都市自治研究会  
<会議資料>

令和7年2月28日

## 2 (1) 国における検討状況（情報提供）

# 総務省研究会・ワーキンググループの設置

## 「持続可能な地方行財政のあり方に関する研究会」

- 開催趣旨 : 人口減少下において、地域の担い手を含めた資源の不足や偏在が深刻化する中で、自治体の行財政のあり方を持続可能なものにしていくため、具体的な課題の整理及び対応の方策について幅広く議論を行う。
- 構成員 : 次頁名簿（左）のとおり
- 開催状況 : 令和6年11月21日に第1回開催。夏頃に報告書とりまとめの予定

## 「大都市における行政課題への対応に関するワーキンググループ」

- 開催趣旨 : 大都市に特有の行政課題に対応する観点から、大都市に関する制度や大都市圏域での取組に関し、具体的な課題の整理及び対応の方策について幅広く議論を行う。
- 構成員 : 次頁名簿（右）のとおり
- 開催状況 : 令和6年12月16日に第1回開催。夏頃にとりまとめの予定

## 持続可能な地方行財政のあり方に関する研究会 構成員名簿

### 【座長】

山本 隆司 東京大学大学院 法学政治学研究科 教授

### 【構成員】

石塚 清香 一般社団法人コード・フォー・ジャパン Govtech 推進コンサルタント  
出雲 明子 明治大学専門職大学院 ガバナンス研究科 専任教授  
上村 敏之 関西学院大学 経済学部 教授  
大江 裕幸 東北大学大学院 法学研究科 教授  
太田 韶子 愛媛大学 法文学部 教授  
甲田 恵子 株式会社AsMama 代表取締役社長  
小西 杏奈 専修大学 経済学部 准教授  
高端 正幸 埼玉大学大学院 人文社会科学研究科 准教授  
原田 大樹 京都大学大学院 法学研究科 教授  
人羅 格 毎日新聞 論説委員  
牧原 出 東京大学 先端科学技術研究センター 教授

### (オブザーバー)

全国知事会  
全国都道府県議会議長会  
全国市長会  
全国市議会議長会  
全国町村会  
全国町村議会議長会

※構成員は五十音順、敬称略

## 大都市における行政課題への対応に関するワーキンググループ 構成員名簿

### 【座長】

太田 匡彦 東京大学 大学院法学政治学研究科 教授

### 【構成員】

伊藤 正次 東京都立大学大学院 法学政治学研究科 教授  
川嶋 三恵子 読売新聞東京本社編集局 教育部長  
北島 周作 東京大学大学院 法学政治学研究科 教授  
久木元 美琴 京都大学大学院 人間・環境学研究科 准教授  
関口 智 立教大学 経済学部 教授  
野口 貴公美 一橋大学 副学長・大学院法学研究科 教授  
野澤 千絵 明治大学 政治経済学部 教授  
福岡 安都子 東京大学大学院 総合文化研究科 教授  
待鳥 聰史 京都大学大学院 法学研究科 教授  
村上 裕一 北海道大学大学院公共政策学連携研究部・法学部 教授

### (オブザーバー)

全国知事会  
全国都道府県議会議長会  
全国市長会  
全国市議会議長会  
全国町村会  
全国町村議会議長会  
指定都市市長会  
特別区長会

※構成員は五十音順、敬称略

## 2（2）特別市の法制化に向けた論点について（協議）

# これまでの議論からの整理(現時点)

主要な論点	まとめの方向性（案）
A) 特別市の位置付け	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 現行憲法は地方二層制を原則としているが、<u>一層制も例外的に許容される。</u></li><li>・ 普通地方公共団体（前法では、特別地方公共団体）</li><li>・ 住民が生活の基礎を置き、自治の権能を有する団体であるため、道府県、市町村（普通地方公共団体）と同様に憲法による地方自治の保障がされる<u>憲法上の地方公共団体と考えるべき。</u></li></ul>
B) 住民投票	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 指定が地方自治特別法による場合は、憲法の規定により必須となる。そうでない場合でも、参政権の重大な変更を伴うため、<u>法律により住民投票を必須と考えるべき。</u></li><li>・ その場合の<u>住民の範囲は、移行指定都市の市民とする。</u> その他の包括都道府県民には参政権の変更がないが、都道府県の廃置分合に相当するため、都道府県議会の同意は必要になると考えられる。</li><li>・ <u>特別市移行の意思決定は、住民自治＝地域的主権の行使の問題と捉えるべき。</u></li></ul>
C) 移行手続	
D) 要件	(今後の検討ポイント例を次頁に整理)
E) 法律の枠組み	

# 今後の検討ポイント(例)の整理(現時点)

主要な論点	検討ポイント（例）
C) 移行手続	<ul style="list-style-type: none"><li>・ <u>地方自治体発意か、国発意か、併存か。</u></li><li>・ <u>決定権限は、国会、内閣、担当大臣のいずれが持つべきか。</u></li></ul>
D) 要件	<ul style="list-style-type: none"><li>・ <u>人口規模を要件とするか。</u></li><li>・ <u>人口以外の要件を設定するか。</u></li></ul>
E) 法律の枠組み	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 地方自治法の改正は必要。</li><li>・ <u>地方自治法に手続規定まで含めるか、手続法を別途定めるか。</u></li></ul>

# その他

その他	まとめの方向性（案）
地方税財政制度	<ul style="list-style-type: none"><li>特別市法制化に伴い<u>地方税財政制度に関する法律も改正が必要</u>となる。</li><li>移行時には、<u>国による激変緩和措置が必要</u>と考えられる。</li></ul>

## 【参考：関連する主な法律】

制度	関連法律	※ 国による激変緩和措置の事例
地方税	地方自治法、地方税法	《平成の市町村合併時における特例措置…合併特例法(H11～17年度)》
地方交付税	地方交付税法	●地方債による措置(合併特例債) 市町村の合併で必要となる事業に対し、地方債を充当できる合併後10年間の措置(充当率95%、元利償還金の70%を普通交付税措置)。
地方譲与税	各種地方譲与税法	●普通交付税による措置(合併算定替) 合併した年度とこれに続く10年間は、合併前の市町村単位で普通交付税額を算定。さらにその後5年間は、段階的に縮減する激変緩和措置。
国庫支出金	各種国庫負担法等	
地方債	地方自治法、地方財政法	

【前提】特別市は、市域内の地方事務全てを担う。そのため、特別市は、市域内の市税と道府県税を合わせた地方税全てを賦課徴収する。<横浜特別市大綱>